

諫早市

介護予防・日常生活支援総合事業に係る Q & A

【平成29年7月18日版】

諫早市高齢介護課

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問1	通所介護	14	総合事業移行後のサービス利用の流れについて	要支援認定を受けていない者から、デイサービスに行きたいとの相談を受けた場合、どのように案内したらよいか。	市の窓口、又は地域包括支援センターにおいて相談の目的や希望するサービス等を聞き取ったうえで、手続きを進める必要があるため、市の窓口、又は管轄する地域包括支援センターに相談するよう案内してください。なお、新たに通所サービス（従前相当）を利用するにあたっては、地域包括支援センターが実施するケアマネジメントで「通所サービス（従前相当）の利用が必要」とされる必要がありますので、その判断材料のひとつとするために、要支援認定を受けていただくようお願いしています。 ※要支援認定等を受けていない場合は、基本チェックリストを実施して事業対象者となった者であっても、原則として従前相当サービスの利用はできません。
問2	地域包括	14	総合事業移行後のサービス利用の流れについて	要支援認定を受けておらず、新たに基本チェックリストを実施して事業対象者となった者は、なぜ通所サービス（従前相当）を利用できないのか。	国が示した資料によると、通所サービス（従前相当）を利用するにあたっては、「新しく事業の対象となる要支援者等については、自らの能力を最大限活用しつつ、多様なサービスの利用を勧めること」とされています。 したがって、新しく事業の対象となる方には、従前相当サービスの利用ではなく、多様なサービスである短期集中予防サービス（通所型サービスC）等の利用を勧めています。 また、国が示した資料によると、「通所サービス（従前相当）の対象者となるケース」は、 ・総合事業移行時点でサービスを利用しているケースで、サービスの利用が必要とケアマネジメントで認められるケース ・専門職の指導を受けながら集中的に生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ・「多様なサービス」の利用が不適切なケース など とされています。（説明会資料12頁参照） ケアマネジメントにおいて、これらのケースに当てはまることを確認するには、訪問調査の内容や、主治医意見書の内容、認定審査会の意見を踏まえる必要がありますので、通所サービス（現行相当）を利用する際には、要介護認定申請をするようお願いしています。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問3	地域包括	14	総合事業移行後のサービス利用の流れについて	要支援認定を受けていた者が、認定有効期間の更新をせずに基本チェックリストを受けて事業対象者となった場合は、通所サービス（従前相当）を利用できなくなるのか。	介護予防ケアマネジメントにおいて、「通所サービス（従前相当）の利用が必要」と判断されれば引き続き利用できますが、本人の状況により要支援認定を受けていただく場合があります。 (問2参照)
問4	地域包括	14	総合事業移行後のサービス利用の流れについて	要支援認定を受けていない者から、ホームヘルパーを利用したいとの相談を受けた場合、どのように案内したらよいか。	市の窓口、又は地域包括支援センターにおいて、相談の目的や希望するサービス等を聞き取ったうえで手続きを進める必要があるため、市の窓口、又は管轄する地域包括支援センターに相談するよう案内してください。なお、新たに訪問サービス（従前相当）を利用するにあたっては、地域包括支援センターが実施するケアマネジメントで「訪問サービス（従前相当）の利用が必要」とされる必要がありますので、その判断材料のひとつとするために、要支援認定を受けていただくようお願いしています。 ※要支援認定等を受けていない場合は、基本チェックリストを実施して事業対象者となった者であっても、原則として従前相当サービスの利用はできません。
問5	地域包括	14	総合事業移行後のサービス利用の流れについて	新たに基本チェックリストを実施して事業対象者となった者は、なぜ訪問サービス（従前相当）を利用できないのか。	国が示した資料によると、「訪問サービス（従前相当）の対象者となるケース」は、 ・総合事業移行時点でサービスを利用しているケースで、サービスの利用が必要とケアマネジメントで認められるケース ・認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース などとされています。（説明会資料11頁参照） ケアマネジメントにおいて、これらのケースに当てはまることを確認するには、訪問調査の内容や、主治医意見書の内容、認定審査会の意見を踏まえる必要がありますので、訪問サービス（現行相当）を利用する際には、要介護認定申請をするようお願いしています。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問6	地域包括	14	総合事業移行後のサービス利用の流れについて	要支援認定を受けていた者が、認定有効期間の更新をせずに基本チェックリストを受けて事業対象者となった場合は、訪問サービス（従前相当）を利用できなくなるのか。	介護予防ケアマネジメントにおいて、「訪問サービス（従前相当）の利用が必要」と判断されれば引き続き利用できますが、本人の状況により要支援認定を受けていただく場合があります。 (問5参照)
問7	通所介護	37	契約書、重要事項説明書について	現在介護予防通所介護を利用している者との契約書の取り直しや、重要事項の説明のやり直しは、どのタイミングで行えばいいのか。	要支援者については、平成29年4月1日以降新たな認定有効期間が開始する日に総合事業に移行しますので、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用されている方は、平成29年4月1日以降新たな有効期間が開始する日までに（総合事業の）契約手続きや、重要事項の説明を行ってください。 (説明会資料27頁参照)